

## 「レンタル棚」の運営及び利用者の義務に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、レンタル棚の運営及び利用者の義務に関し必要な事項を定めるものである。

### (利用期間)

第2条 レンタル棚の利用期間は、各月の1日を基点に1ヵ月間とする。原則として連続利用は不可。ただし複数回の利用は可能。その場合は、1回目の出店から1年間に合計で4ヵ月間を上限とする。

### (賃借料)

第3条 賃借料は一ヵ月1区画あたり500円とし、申込時に完納しなければならない。複数回出店の場合も同様とする。

### (代理販売と販売手数料)

第4条 レンタル棚の商品販売は、コンテナに常駐するユマニテさが所属のコンテナスタッフが利用者に代わって行う。そのため利用者の代理販売を行う手数料として売り上げの10%を徴収する。ユマニテさがは月末に手数料を差し引いた売上金額を利用者に支払う。

### (商品)

第5条 商品は、設置するレンタル棚に収納できるサイズまでとする。商品の入替や補充については、利用者はコンテナスタッフに申し出をし、スタッフの立会いの下行わなければならない。

### (問合せ対応)

第6条 商品に関する問合せやクレーム対応は利用者が責任をもって行わなければならない。

### (その他)

第7条 この規定に定めがない事項については、ユマニテさがと利用者が協議のうえ、決定するものとする。

## 附 則

この規定は、令和2年11月1日から施行する。